

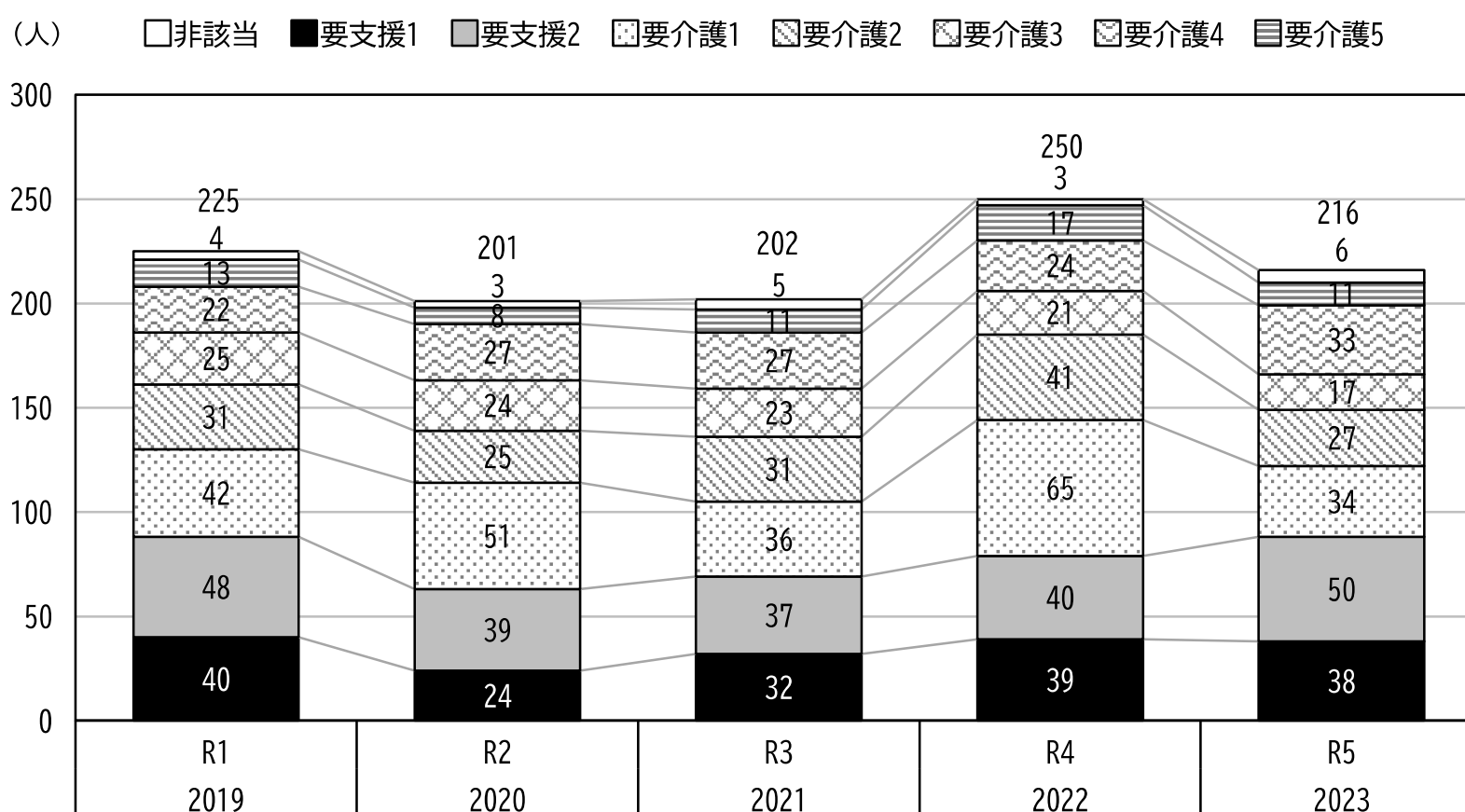
(7)新型コロナウイルス感染症拡大後の高齢者の状況

近年の介護保険新規申請者数の推移を見ると、2020(令和2)年度と2021年(令和3)年度で申請者数が減少しています。

2019(令和元)年度の終わり頃から新型コロナウイルス感染症の拡大がはじまり、感染対策として外出や社会的交流が断続的に抑制されたことから、フレイルが進行した高齢者の介護保険申請が増加したと考えられます。

要介護認定結果^{※7}の内訳を見ると要介護1^{※8}が最も増加しており、コロナ禍により高齢者の社会的な交流や、身体活動の機会が減少した結果、身体機能の低下だけでなく認知機能の低下が進んだ高齢者が増加した影響が考えられます。(図11)

図11 【介護保険新規申請者数・認定結果推移(65歳以上)】



注)新規申請者のうち、申請中に取り下げた者(死亡した者含む)を除いたもの

また、2019(令和元)年度と2022(令和4)年度に実施した基本チェックリストの結果を年代別に比較したところ、2022(令和4)年度の、特に85歳以上の高齢者で8項目以上該当する高齢者の割合が高くなっており、新型コロナウイルス感染症の拡大が高齢者の中でも85歳以上の高齢者のフレイルの進行に影響を与えていた可能性があると考えられます。(参照:図6～図9(p.6～p.8))

※7 要介護認定結果:非該当、要支援1・2、要介護1～5の区分があり、要介護5が最も重い。

※8 要支援2・要介護1の判定:「要介護認定基準時間が32分以上50分未満に相当する者」に該当する者のうち、心身の状態が安定していない者や認知症等により予防給付の利用に係る適切な理解が困難な者を要介護1、それらの者を除いた者を要支援2(予防給付の対象)とする。

(8) アンケート調査

計画の策定に当たり、高齢者の健康状態を把握するために毎年実施している基本チェックリストによるアンケート調査に加え、社会参加の状況などを把握するため『高齢者の社会生活に関するアンケート』(以下、「社会生活アンケート」という。)を実施しました。

1) アンケートの目的

第8次北谷町高齢者保健福祉計画・中間評価に際し、高齢者の社会参加の状況などを把握するために実施しました。

2) 調査の対象

2023(令和5)年9月30日時点に町内在住の65歳以上の方で、介護保険の要介護認定を受けていない方、要介護認定を受けて自立、要支援1、要支援2であった方5,228人。

3) 調査の期間

2023(令和5)年12月26日～2024(令和6)年1月31日
※調査期間終了後も一定期間調査票の回収を行いました。

4) 調査方法

郵送による配布及び回収を行いました。

5) 回収結果

配布数	回収数	回収率
5,228票	2,551票	48.8%

6) 調査結果

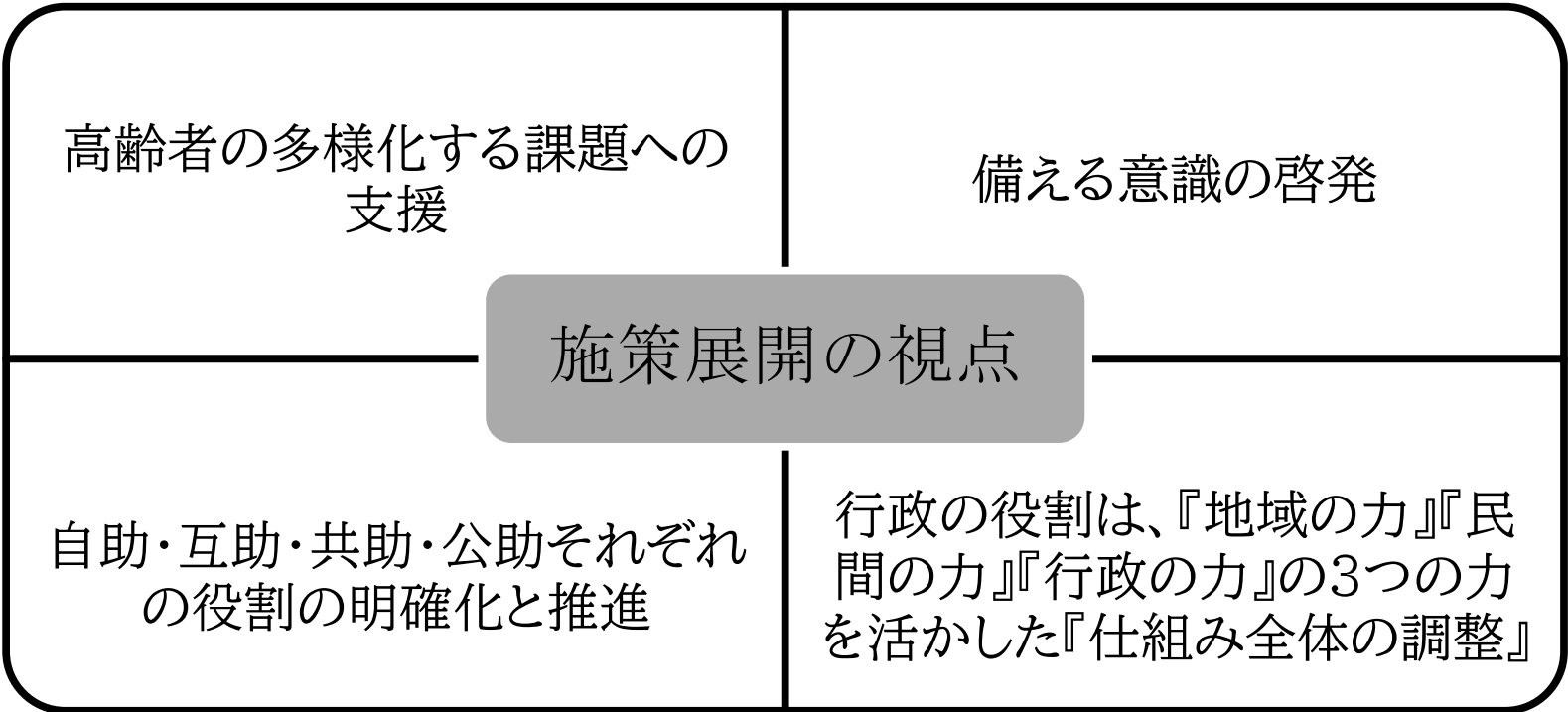
詳細な調査結果は、「資料編」(p.77～)に掲載しています。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向	ページ
すべての町民がそれぞれの立場で地域社会に貢献し、 地域社会に支えられ、生きていくことに喜びを感じる北谷町	1 高齢者が自立と尊厳を保てる仕組みをつくる	(1)地域包括ケアシステムの推進	①地域包括ケアシステムの充実・強化	14
			②地域包括支援センターの機能強化	22
		(2)認知症対策の推進	①認知症対策の推進	26
		(3)互助機能の充実強化	①地域のつながりの充実	32
			②見守りネットワークの構築	38
		(4)権利擁護の推進	①制度の普及	41
			②高齢者虐待への対応	44
		(5)安全・安心の確保	①防災・防火への取組	47
			②交通安全対策	50
			③感染症対策	53
	(6)「備え」の促進	①「備え」の促進	55	
	2 高齢者が健康づくりを楽しむ仕組みをつくる	(1)健康づくりの推進	①健康づくりの推進	58
		(2)介護予防の推進	①介護予防の推進	62
	3 高齢者が地域社会に参画する仕組みをつくる	(1)多様な地域活動への支援	①社会資源の整備(地域活動への参加を促すための環境整備)	68
			(2)地域で活動する場及び人材の確保とコーディネート	①地域で活動する場と人材の確保とマッチング
②シルバー人材センターとの連携		76		

4 施策展開の視点

第8次北谷町高齢者保健福祉計画では、施策を次の4つの視点で展開しています。



5 中間評価

第8次北谷町高齢者保健福祉計画で定めている各取組について、進捗状況の評価、現状と課題、今後の取組方針について整理しました。

各取組の評価については関係部署・関係機関に書面、対面でのヒアリングを実施した上で下記の表のように整理を行いました。

【表の例】

取 組	評 価
介護と医療の連携促進及び情報発信	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【評価基準】第8次高齢者保健福祉計画で定めた各取組に対する評価

- A…順調: 予定の取組に対し、予定通りもしくは予定を超えて取り組めたもの
- B…概ね順調: 概ね予定通り取り組めたもの
- C…やや遅れている: 予定より取組の進捗がやや遅れているもの
- D…大幅に遅れている: 予定よりその取組が大幅に遅れているもの、もしくは取り組めていないもの

基本目標1 高齢者が自立と尊厳を保てる仕組みをつくる

(1)地域包括ケアシステムの推進

①地域包括ケアシステムの充実・強化

○介護と医療の連携促進及び情報発信

【第8次計画取組内容】

本町の医療・介護ニーズを把握しつつ、利用者のニーズに合ったより適切な医療・介護サービス提供体制の整備を推進していきます。また、多職種協働により医療・介護を切れ目なく提供していくために、研修会の開催等を継続し、地域の関係機関や介護支援専門員との顔の見える関係づくりを推進し、効果的な連携体制の構築を図っていきます。

また高齢者やその家族が必要な医療・介護の情報を容易に入手できるよう、介護サービス情報公表システムの活用や、在宅医療介護連携資源マップの周知を図り、もしもの時のために高齢者自身が希望する医療や介護を決定できるよう、普段からの「備え」について啓発します。

【取組と評価】

在宅医療・介護連携推進事業を中部圏域12市町村共同で中部地区医師会に委託し、継続して多職種による会議や研修を行い、介護と医療の連携体制づくりに取り組んできました。

講座等で地域住民への ACP(人生会議)の普及啓発を行い、医療・介護おたすけマップ(旧:在宅医療・介護連携資源マップ)の運用・周知を行いました。

取 組	評 価
介護と医療の連携促進及び情報発信	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

在宅(有料老人ホームや一部の入所できる介護施設を含む)で介護と医療の連携が必要とされる各場面(入退院連携、在宅療養支援、急変時対応、看取り支援)において、身寄りのない方への対応が課題となっています。

介護と医療の連携体制づくりを進めていく中で明らかになってきた介護資源の不足に対応することなど町だけで取り組むことが困難な課題への取組について、介護保険事業計画を策定する沖縄県介護保険広域連合(以下、「介護保険広域連合」という。)との協議・連携が不足しています。

介護サービス情報公表システムの活用ができていないことが課題です。

【今後の取組】

身寄りのない方への対応について、ガイドライン^{※9}や他市町村の取り組みを調査・研究し、引き続き関係団体とともに対応を協議します。

沖縄県介護保険広域連合の第9期介護保険事業計画の推進・評価、第10期介護保険事業計画の策定に向け、介護保険広域連合と連携し、町民の医療・介護に関するニーズの把握及びその対応、地域包括ケアシステムの充実・強化に向けた対応を協議していきます。

介護サービス情報公表システムの活用・周知に取り組みます。

図12 【地域包括ケアの植木鉢】



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年

^{※9} ガイドライン：「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」等

○介護人材の確保に向けた支援

【第8次計画取組内容】

町内介護事業所の介護人材不足を軽減するため、介護人材の確保に係る人材マッチングへの取組を企画・推進していきます。

【取組と評価】

介護人材の確保に向けた支援については、生活支援体制整備事業の第1層協議体において介護事業所、民間企業、高齢者代表を交えて検討を行いましたが、介護人材のマッチングについては取り組めていません。

取 組	評 価
介護人材の確保に向けた支援	C

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

介護人材の確保については、県や介護保険広域連合と連携して取り組む必要があります。

【今後の取組】

地域の元気な高齢者を含む介護人材のマッチングや介護人材の確保については、他市町村の取組について情報収集を行うなど調査・研究し、必要に応じて県や介護保険広域連合と連携し取り組みます。

○高齢者の生活を支えるための仕組みづくりの推進

【第8次計画取組内容】

多様な主体により提供できる生活支援の内容と、支援が必要な方とのマッチング方法を検討するとともに、高齢者とその家族が必要なサービスを選択できるよう、「みつばち手帳」の周知やICTの活用も含めた生活支援の提供方法を検討していきます。また、民間事業者の参入を促進し、配食サービス等の暮らしを支えるサービスの充実も図ります。

高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえ、これまで本町が実施してきた福祉事業の見直しや、新たな事業の検討、生活支援コーディネーターや就労的活動支援コーディネーターの配置について、取組を進めていきます。

【取組と評価】

生活支援体制整備事業において、高齢者の生活を支える仕組みづくりを継続して取り組みました。

配食サービスなど民間事業所の活用促進を図るため、地域住民や介護支援専門員等へ事業所の周知を行いました。

就労的活動支援コーディネーターの配置については見直しを行い、生活支援コーディネーターを2名に増員し高齢者と地域の活動等へのマッチングを強化し取り組んでいます。

取 組	評 価
高齢者の生活を支えるための仕組みづくりの推進	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

みつばち手帳^{※10}については掲載している情報の更新や、更なる利便性の向上を図る必要があります。

生活支援が必要な高齢者と支援の提供ができる人、事業所のマッチング方法の検討が必要です。

社会生活アンケートの結果(問5:資料編p.86～87)によると約30.0%の高齢者が聞こえにくさを感じたことがあることがわかりました。難聴は生活や社会参加の範囲を狭め、フレイルや認知症等のリスクを高める要因となり得るなど、高齢期の生活に及ぼす影響が大きいいため、難聴が高齢者の就労や社会参加の障壁とならないよう、支援策の検討が必要です。

※10 みつばち手帳:高齢者の皆さんが、北谷町で安心して楽しみながら自立した暮らしを続けていくために、少し手助けが必要な時に手に取ってもらえるよう、地域のいろいろな活動やサービス、相談窓口などをまとめて掲載した冊子。

【今後の取組】

みつばち手帳の改訂に取り組み、民間事業者の参入の促進及び ICT を活用したマッチングへの取組を調査・研究します。

聞こえにくさを感じる高齢者を支援する取組について検討します。

○地域共生社会に向けた重層的相談支援体制の整備

【第8次計画取組内容】

複合的な課題を抱える世帯へ必要な支援ができるよう、分野を超えた部署横断的な仕組みづくりに取り組みます。

また、町による地域福祉計画及び社会福祉協議会による地域福祉活動計画を策定するなかで、双方の連携を密にした効果的な支援体制について協議します。

【取組と評価】

2023(令和5)年度に地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定しました。

高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、保健、教育など複合的な課題を抱える世帯に対し支援の連携に資する会議や、多分野が協働した普及啓発の活動を行いました。また、庁内各分野の職員が重層的相談支援体制について理解を深めるための研修会を実施し、社会福祉協議会と連携した支援を行っています。

取 組	評 価
地域共生社会に向けた重層的相談支援体制の整備	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

地域ケア会議などを活用し複合的な課題を抱える世帯の支援の検討を行っていますが、支援される中心となる高齢者やその家族が不在となった世帯などにおいて、支援の主体が変わることにより支援が継続されていない事案が散見されているため、支援者が代わっても必要な世帯には継続した支援が行われる対応が求められています。

引きこもり支援や依存症などを含む精神保健福祉にまつわる課題、生活困窮やヤングケアラーなど支援の課題が複雑化しているため支援者の専門性の向上が求められています。

【今後の取組】

複数の課題を抱える世帯への支援、多数の機関が連携して支援する必要がある世帯の支援について、引き続き多機関で支援方法を検討し、協働して取り組みます。

○住まいへの支援

【第8次計画取組内容】

高齢者が在宅で安心して暮らし続けられるよう、住まいの確保に係る支援や相談先などに関する情報の提供方法周知に取り組めます。

また、要介護等認定を受けていない高齢者等を対象に、北谷町高齢者住宅改修助成金交付事業を継続していきます。

高齢者入所施設については、県や沖縄県介護保険広域連合と調整し施設の充実を図ります。

【取組と評価】

高齢者の住まいの確保に関する相談について、公営住宅の案内やパーソナルサポートセンター、沖縄県居住支援協議会などの居住支援に係る相談先に結びました。

北谷町高齢者住宅改修助成金交付事業を継続して実施しています。また、高齢者の住まいに関する不安や困りごとなどを把握するため、社会生活アンケートに住まいに関する項目を盛り込みました。

取 組	評 価
住まいへの支援	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【関連する事業等の実績】(以下表内の西暦省略)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者住宅改修助成金 交付実績(件数)	12件	11件	7件	13件	15件

【現状と課題】

町営住宅は毎年100件前後の申し込みに対して、入居できる世帯は1～2世帯となっており、待機者が多い状況となっています。また、民間賃貸住宅については保証人の確保が困難な事案や家賃高騰などの理由から、実際の住まいの確保にまで繋がっていないため、県や広域連合、町有地の活用や空き家の活用等も含め、関係部署や関係機関との調整が課題となっています。

社会生活アンケートの結果(問9、問10:資料編 p.88～93)によると、「問9あなたは、今のお住まいに住み続けることに不安がありますか」という質問に対し、「不安がある」と答えた方が21.8%(556人)でした。不安がある理由として「住まいの環境(38.3%)」が最も多く、その内容は多いものから順に「(住まいの)老朽化」「家の外の段差」「家の中の段差」「家賃等の支払い」となっています。

【今後の取組】

高齢者住宅改修助成金交付事業に継続して取り組みます。

把握された高齢者の住まいの課題について、関係部署や関係機関と共有し、継続して支援に取り組みます。

②地域包括支援センターの機能強化

○地域包括支援センターの機能強化

【第8次計画取組内容】

高齢者人口の増加やニーズの多様化に対応できるよう、地域包括支援センターの体制強化と他機関との連携促進を図るとともに、高齢者福祉分野だけでなく、障害福祉、保健分野など関連する各種法令や制度について勉強会を定期的に開くことで、スタッフの対応力向上を図ります。

【取組と評価】

医療・介護連携推進事業において医療・介護事業者の連携に取り組み、また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との積極的な連携に取り組みました。

地域包括支援センター職員が各自の関連する分野の研修に参加し、資質向上に取り組んでいますが、職員が高齢者支援について共通認識を持つための勉強会には取り組めていません。

取 組	評 価
地域包括支援センターの機能強化	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【関連する事業等の実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和32年度 (推計)
地域包括支援センター相談実人数	1,689人	1,822人	1,880人	1,688人	1,849人	-
// 延べ件数	2,215件	3,144件	3,299件	3,303件	3,725件	-
要支援1・2認定者数	167人	165人	159人	151人	155人	334人

※要支援1・2認定者数は各年9月末時点の値。

【現状と課題】

認知症や精神疾患、生活困窮など問題を抱える高齢者や家族の増加に伴い、支援を必要とする高齢者および高齢者のいる世帯の問題が複雑化、多様化しています。また、ヤングケアラーなどの新たな課題も出てきており、地域包括支援センターにはより専門性の高い支援や、多くの機関との連携が求められています。

地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所として行う要支援1・2認定者に対する介護予防サービス計画の作成や介護予防ケアマネジメントの業務の大半を民間の居宅介護支援事業所に委託していますが、介護支援専門員の不足などの理由から担当者の調整に時間がかかることがあります。そのため、介護保険の申請から利用までに3か月程度の時間を要しており、介護予防が必要な高齢者へのすみやかな支援に繋がっていないことが課題です。

【今後の取組】

地域包括支援センターの必須職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）の継続した確保及び研修の受講や内容の共有、勉強会の開催等による職員の資質向上等地域包括支援センターの機能強化に取り組めます。

要支援1・2認定者へのサービス提供について、地域支援事業の課題として実施体制も含めた検討を行います。

地域包括ケア推進協議会（地域包括支援センター運営協議会）を開催し、外部委員も交え地域包括支援センターの運営状況や、組織体制及び求められる機能について協議し、必要に応じ見直しを図ります。

○包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化

【第8次計画取組内容】

高齢者の自立支援・重度化防止に向けた包括的・継続的ケアマネジメント力が向上するよう、介護支援専門員へ研修会等を実施し支援していきます。

また、介護支援専門員が支援困難と感じている対象者への対応方法や、65歳の年齢到達によって障害制度から介護保険制度に切り替わる際の利用者の不安を低減するため、介護保険制度の理解促進を図ります。

【取組と評価】

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント委託事業所連絡会・研修会を開催し、主任介護支援専門員が主となって包括的・継続的ケアマネジメント支援を行いました。

自立支援協議会のワーキンググループを通して、障害福祉サービスの利用者が65歳に到達したことに伴う障害福祉制度から介護保険制度への移行や連携に当たっての課題について共有・検討しました。

取 組	評 価
包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

地域包括支援センター同様、介護支援専門員が支援する高齢者および高齢者のいる世帯の問題が複雑化、多様化していることから、介護支援専門員の資質向上や、それを支援する地域包括支援センターの機能強化が必要です。

【今後の取組】

ヤングケアラーなどの新たな課題・支援に対応するために、資料提供や研修を行うことにより、介護支援専門員の資質向上などに取り組めます。

○地域ケア会議の推進

【第8次計画取組内容】

地域ケア会議の中で検討された様々な支援策について、具体的に実践できるよう取り組みます。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行など、対面による会議開催が厳しい事態に備え、オンライン会議など ICT を活用した新しい連携方法を取り入れていきます。

【取組と評価】

困難事例対応型地域ケア個別会議を開催しましたが、自立支援型地域ケア個別会議の開催はできていません。

オンライン会議を実施できる環境が整備されており、活用することができています。

取 組	評 価
地域ケア会議の推進	C

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

自立支援型地域ケア個別会議、地域ケア推進会議は開催できておらず、会議の開催形式や位置づけについて、他の会議体(生活支援体制整備事業第1層協議体、地域包括ケア推進協議会など)との整理が必要です。

【今後の取組】

会議の位置づけを整理し、定期的を開催します。

(2)認知症対策の推進

①認知症対策の推進

○認知症の理解及び支援者を増やす取組

【第8次計画取組内容】

認知症サポーターの養成に引き続き取り組み、認知症の正しい知識の普及、啓発に努め、特に、親の介護が必要となる介護者世代に、認知症についての理解や相談先の周知を行います。また、幅広い年齢層を対象とした認知症サポーター養成講座を開催し、地域の見守り支援の担い手を増やし、ひいては認知症の人やその家族を支援するチームオレンジの創設に向け取り組みます。

また、町民が広く利用するスーパーやコンビニエンスストア等の商業施設、介護保険事業者等、関係団体の協力のもと、地域の見守り体制の強化を図るとともに、各地域の状況を踏まえた様々な「通いの場」へ、認知症のある高齢者が気兼ねなく通えるよう、その気風づくりに取り組みます。

【取組と評価】

認知症の正しい知識の普及、啓発のため認知症サポーター養成講座を継続して開催しました。また、幅広い年齢層に啓発するため、認知症普及啓発映画上映会を継続して実施しています。

認知症地域支援推進員が生活支援コーディネーターと協働し、認知症のある方の生活や地域住民の支え合いを周知することで、認知症のある方もそうでない方も共に支え合う気風づくりに繋がっています。

チームオレンジの創設に取り組めていませんが、一部の地域においては認知症のある方を地域で見守る取組がなされています。

社会生活アンケートの結果(問6:資料編 p.87)によると、「問6 認知症について相談したいとき、あなたは相談できる場所がありますか」という質問に対し、「相談できる場がある」と答えた高齢者が72.7%おり、多くの高齢者が何らかの形で身近に相談できる人や場があると考えられます。

取 組	評 価
認知症の理解及び支援者を増やす取組	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【関連する事業等の実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター養成講座受講者数	588人	0人	27人	20人	217人
認知症行方不明者等 SOS ネットワーク登録者数(累計・人)	13人	29人	37人	54人	71人
認知症行方不明者等 SOS ネットワーク登録者事業者数(累計・事業所数)	20事業所	21事業所	23事業所	26事業所	26事業所

【現状と課題】

2024(令和6)年1月に認知症基本法が施行され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、地方公共団体においても法に定めた基本理念に則り、認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(以下「共生社会」という。)の実現を推進するよう求められています。

【今後の取組】

認知症基本法に定める理念及び認知症施策推進大綱の基本的な考え方、国や県の認知症基本計画を踏まえて、現在の取組の強化、見直しを図り、第9次北谷町高齢者保健福祉計画の策定に合わせて認知症施策推進計画の策定を検討します。

一部の地域でなされている認知症のある方を見守る取組を、共生社会の実現に向け町全体に広げていきます。

チームオレンジについては、取組の必要性も含めて検討します。

○高齢期を迎える前からの取組

【第8次計画取組内容】

生活習慣病予防が認知症の発症を予防することや、かかりつけ医をもつことの重要性について等、高齢期を迎える前から持つべき意識や行動について周知を図り、本人・家族が早期に相談できる体制の整備を図ります。

【取組と評価】

特定健診の受診勧奨において生活習慣病と認知症の関連について周知し、認知症のパネル展においては認知症予防と自身や家族の認知症に備えることの必要性について周知することに取り組みました。

取 組	評 価
高齢期を迎える前からの取組	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

認知機能の低下を引き起こす要因としての生活習慣病の予防及び重症化の予防について、より若い世代から取り組む必要がありますが、特定健診の受診率が低い状況が続いており、認知症予防を視野に入れた健康づくりの気風の醸成にまでいたっていないことが課題です。

【今後の取組】

2023(令和5)年度から取り組んでいる高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業^{※11}において、自身や家族が認知症を患う前から備えられるよう、高齢期を迎える前から認知症に関する普及・啓発に取り組みます。

※11 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業：高齢者のフレイル(健康と介護を要する状態の間)など高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、高齢者に対する保健事業を、介護保険法に規定する地域支援事業(介護予防等の事業)及び国民健康保険法に規定する保健事業と一体的に実施する事業

○認知症地域支援体制の強化

【第8次計画取組内容】

本人や家族への支援体制を強化するため、地域、医療機関（かかりつけ医や専門医）及び介護サービス事業所等との連携促進を図り、ICT を活用した見守り支援も含めた体制づくりに取り組みます。

また、「認知症初期集中支援チーム」の活動について普及啓発を行うことにより、認知症の疑いのある方や支援が困難な方を適切な医療や介護に繋げる仕組みづくりに取り組みます。また、ケアパスを活用し、高齢者やその家族が、医療・介護・生活支援サービス・相談機関・地域での支援等、認知症の状態に応じた適切なサービスを利用できるよう支援します。

【取組と評価】

認知症地域支援推進員を1名配置し、認知症関連機関連絡会及び研修会、認知症対応型グループホーム連絡会を開催するなど、連携体制づくりに取り組んでいます。

認知症初期集中支援チームを設置し、認知症のあると思われる方の早期支援及び認知症により対応が困難になった事案について支援しており、イベントや広報においてその活動を周知しました。

認知症に関する窓口での相談等において認知症ケアパスを活用し、高齢者やその家族が認知症の状態に応じた適切なサービスを利用できるよう支援していますが、改訂が進んでおらず新しい情報に更新できていません。

認知症のある方とその家族の需要に応えるため、2024（令和6）年9月に、認知症対応型グループホームを1か所（2ユニット：入所定員18名）を開設し、これまで入所定員が27名（グループホーム3か所計）であったところを45名に増員しました。

取 組	評 価
認知症地域支援体制の強化	B

※評価基準 A：順調 B：概ね順調 C：やや遅れている D：大幅に遅れている

【関連する事業等の実績】

	R1	R2	R3	R4	R5
認知症初期集中支援チーム 会議開催数(回数)	10回	7回	9回	10回	11回
認知症初期集中支援チーム 支援人数(実人数)	3人	1人	4人	3人	6人
上記以外の検討事例数(実人数)	6人	5人	0人	9人	7人

【現状と課題】

医療機関(かかりつけ医や認知症専門医)及び介護サービス事業所等との連携体制構築が必要です。2023(令和5)年度に中部圏域の認知症疾患医療センターを担う医療機関が変更されたため、新しい疾患医療センターとの連携体制構築も課題となっています。

地域の見守り体制について、地域活動の担い手不足の現状もあるため、民間企業との連携体制づくりや ICT を活用した見守り支援に取り組む必要があります。

【今後の取組】

認知症ケアパスの修正・改訂に取り組めます。

認知症関連機関連絡会や認知症初期集中支援チームの活動を通じ、新たな認知症疾患医療センターも含めた医療機関(かかりつけ医や認知症サポート医、認知症専門医の在籍する医療機関)及び介護サービス事業所等との連携体制構築に取り組めます。

ICT を活用した見守り支援について、調査・研究を行います。

○各種行政サービスの充実

【第8次計画取組内容】

庁内で、認知症サポーター養成講座を実施するなど、認知症への理解を促すとともに、認知症のある高齢者の増加を見込み、必要な手続き等で本人や家族が戸惑うことのないような仕組みづくりに取り組めます。

【取組と評価】

役場庁舎内で認知症にまつわる映画上映会やパネル展を開催し、町職員に対しても認知症への理解促進を図りました。

認知機能の低下が疑われる方へ行政手続きを案内する際には、家族や支援者にも手続き等の説明を行うなど、スムーズに必要な手続きができるように取り組んでいます。

取 組	評 価
各種行政サービスの充実	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

高齢化の進展に伴い認知症のある方も増加することから、町職員の認知症に対する対応力の向上を図る必要があります。

【今後の取組】

継続して取り組めます。

(3) 互助機能の充実強化

① 地域のつながりの充実

○ 地域で支えあう仕組みの構築推進

【第8次計画取組内容】

地域で支え合う仕組みづくりを継続するとともに、その活動の見える化について取り組みます。また、地域の身近な存在である民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを支援していきます。

【取組と評価】

地域で支え合う仕組みづくりの一環として、年2回行政区ごとに意見交換会(第2層協議体(p.37脚注参照)を兼ねている)を継続開催しています。また、支え合い活動の見える化として、「お宝認定証授与式」の開催及び広報紙「いちまでいんちゃたんうてい」^{※12}を発行しました。

民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりとして、希望する民生委員・児童委員へ高齢者名簿を提供しています。

取 組	評 価
地域で支えあう仕組みの構築推進	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【関連する事業等の実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自治会加入率	42.6%	41.7%	40.6%	40.0%	37.9%

【現状と課題】

地域の支え合いの中核組織である自治会は、加入率が年々低下しています。

【今後の取組】

地域の支え合いについて、高齢者だけでなく多世代にも周知できるよう、多様な手段での情報発信を検討します。

デジタルデバイド^{※13}対策を推進するとともに、ICT を活用した新たな支え合いの仕組づくりを検討します。

※12 いちまでいんちゃたんうてい:「いつまでも北谷で」を意味する方言

※13 デジタルデバイド:インターネットやパソコンなどの情報通信技術(IT)を利用できる人と利用できない人の間に生じる格差のことをいい、通常「情報格差」と訳される。

○地域プランの推進

【第8次計画取組内容】

関係団体をはじめとして、住民と地域における生活課題や目標を共有し、地域に合った取組を地域が主体となって取り組めるよう、「地域プラン」の策定・推進を支援していきます。

【取組と評価】

地域に合った取組を地域が主体となって取り組めるよう、行政区ごとに地域プランを協働で策定し、補助金を交付しています。

取 組	評 価
地域プランの推進	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

地域プランの推進について、十分に協議できていない地域があります。

【今後の取組】

継続して取り組みます。

○社会福祉協議会との連携強化

【第8次計画取組内容】
より効果的な小地域福祉活動の推進に向け、社会福祉協議会との連携を強化していきます。

【取組と評価】
各行政区において、小地域福祉活動団体によるミニデイサービスやふれあいサロンが開催されており、社会福祉協議会が助成金交付や送迎を支援しています。
小地域福祉活動については、高齢者に限らず幅広い世代の人たちが、地域とのつながりを育めるような取組が期待されていますが、効果的な活動推進に向けて支援主体である社会福祉協議会との連携が不足しています。

取 組	評 価
社会福祉協議会との連携強化	C

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】
小地域福祉活動の取組や参加対象者が、地域プランと重複している地域があることから、今後は幅広い世代の人たちを対象とした取組を推進していけるよう、引き続き社会福祉協議会との協議、連携強化が必要です。

【今後の取組】
今後の小地域福祉活動の活動支援の方向性について、社会福祉協議会と協議します。

○行政区敬老会の強化

【第8次計画取組内容】
地域の高齢者を地域全体で支える仕組みづくりのきっかけとして、敬老会の実施等について支援を強化します。

【取組と評価】
敬老会への支援として、各自治会に対し敬老会補助金を交付しました。また、敬老会の運営方法についても適宜助言を行いました。

取 組	評 価
行政区敬老会の強化	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【関連する事業等の実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
敬老会補助金交付実績	4,998千円	4,923千円	5,040千円	5,654千円	5,445千円

【現状と課題】
敬老対象者の増加により、敬老会を開催する自治会の負担が増えています。
公民館での開催が多く、自治会未加入者に対応できていないことがあります。

【今後の取組】
自治会未加入者への対応、補助の継続について等、次期計画策定に向けて他市町村の取組等情報収集及び検討を行います。

○老人クラブへの支援強化

【第8次計画取組内容】

ヤングシニアが取り組みたい活動のリサーチを含め、主体的に参加できる活動について支援していきます。老人クラブ活動が、介護予防・見守りあい・助け合いの活動にもなっていることを、老人クラブとともに周知し、より充実した地域活動に取り組めるよう、支援します。また、多様化するニーズに対応できるよう、地域に根差した互助機能の創設に対する支援を行います。

【取組と評価】

老人クラブへの支援として、老人クラブ運営事業費補助金を交付しました。また、講師を派遣し、会員向け健康講話を実施しました。

取 組	評 価
老人クラブへの支援強化	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【関連する事業等の実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
老人クラブ加入者数	1,413人	1,326人	1,221人	1,172人	1,171人

【現状と課題】

地域によってはヤングシニアの参加が増えず、会員の高齢化により活動が縮小傾向にあります。

社会生活アンケートの結果(問4(5):資料編 p.82～83)によると、老人クラブの活動に参加していると回答した男性前期高齢者は5.0%、女性前期高齢者は8.7%に留まることから、引き続きヤングシニアの参加を促す取組が必要です。

【今後の取組】

老人クラブ活動が社会参加や身体活動の増加などフレイル予防や見守り合う地域づくりに寄与していることから、引き続き老人クラブを支援し、積極的にその活動に期待される効果について周知を図ります。

○第1層協議体※14の活用

【第8次計画取組内容】
第1層協議体を活用し、多様な主体による生活支援サービスの充実を図ります。

【取組と評価】

生活支援サービスの充実及び地域における支え合いの体制づくりを推進することを目的に、自治会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、社会福祉法人、民間企業、介護サービス事業所、シルバー人材センターなど多様なサービス提供主体との情報共有や連携を図る目的で、第1層協議体を開催しました。

取 組	評 価
第1層協議体の活用	C

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

多様な主体による生活支援等サービスの創出には至っていません。
行政区ごと開催している第2層協議体※15では、加齢により徒歩で公民館まで行くことができず、社会参加の機会が失われる高齢者が増えているとの課題が聞かれます。町全体の課題として、今後第1層協議体等において移動支援のあり方を協議する必要があります。

【今後の取組】

高齢者の社会参加を支える移動支援について、多様な主体と協議します。

※14 第1層協議体：町全体の高齢者福祉を考える場で、高齢者の生活課題の把握、ニーズの把握と分析、地域福祉の担い手の発掘と育成を図る集まり。
※15 第2層協議体：行政区ごとに行われていた意見交換会を第2層協議体として位置づけ、そこで把握された地域の課題のうち町全体に共通した課題や取り上げるべき課題を第1層協議体で検討している。

②見守りネットワークの構築

○見守りネットワークの強化

【第8次計画取組内容】

地域住民や社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等の各団体と連携し、見守り機能を高め、高齢者自身やその周囲の方が発信できるよう支援します。

また、地域の高齢者同士が、日頃の活動のなかで見守りあう意識の醸成を図ります。

【取組と評価】

見守り活動を推進するため、関係団体と積極的に連携を図っています。

高齢者が、いざというときに迅速に発信・対応できるよう緊急通報システム事業やニライ救急カード、「備えカード」※16の活用促進を図りました。

取 組	評 価
見守りネットワークの強化	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

見守ってもらうという意識は広がっていますが、高齢者が相互に見守り合う意識の醸成には至っていません。

【今後の取組】

継続して取り組みます。

※16 備えカード:離れて住む親族等の連絡先を書き込めるマグネットシート。ひとり暮らし高齢者等が自宅で体調が急変した際、かけつけた方が速やかに親族等の緊急連絡先へ連絡できるようにするカード。

○見守り機能の強化

【第8次計画取組内容】
ICT などを活用し、遠くに離れて暮らしている家族でも、高齢者の日々の生活を見守ることができる取組を推進します。

【取組と評価】
これまで緊急通報システム事業の利用には固定電話回線が必要でしたが、2023(令和5)年度から「人感センサー付き携帯電話型緊急通報システム」の実証実験に取り組み、2024(令和6)年度から運用を開始しました。このほかにも見守り GPS と室内コミュニケーションカメラの実証実験を予定しています。

取 組	評 価
見守り機能の強化	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】
民間事業所が展開しているICTを活用した見守りサービスについて、情報発信が不足しています。

【今後の取組】
継続して取り組みます。

○地域における対象者情報の把握

【第8次計画取組内容】

地域に住む支援が必要な高齢者の情報を、個人情報に配慮しつつ整備し、活用できる仕組みづくりに取り組みます。また、支援が必要な高齢者に対する見守りや声かけ運動等を、地域や社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等とともに取り組みます。

【取組と評価】

地域における対象者把握の一環として、希望する民生委員・児童委員に対し高齢者名簿を提供しているほか、自治会と社会福祉協議会へ避難行動要支援者名簿を提供しています。

また、関係団体と連携し、支援が必要な高齢者の見守りや声かけ運動に取り組んでいます。

取 組	評 価
地域における対象者情報の把握	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

区によっては、人口が多いため民生委員・児童委員による対象者の把握が難しいとの声があります。

【今後の取組】

継続して取り組みます。

(4)権利擁護の推進

①制度の普及

○制度の普及

【第8次計画取組内容】

成年後見制度の普及啓発、同制度の利用相談を含めた権利擁護総合相談、後見人支援等の強化を段階的に行うとともに、本事業の周知ならびに充実を図ります。

また、日常生活自立支援事業と成年後見制度を連動したものと捉え、それぞれの特性を活かして総合的な権利擁護支援を行えるよう、行政や関係機関との相互連携強化を進めていきます。

【取組と評価】

成年後見制度のパンフレット配布や利用相談に取り組んだほか、成年後見制度を利用している家族や後見人からの相談にも対応しています。

取 組	評 価
制度の普及	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

高齢者人口の増加に伴い、成年後見制度の更なる普及啓発が必要です。

すでに判断能力が低下している高齢者に対しても、可能な限り意思や希望を尊重した支援が行われるよう、支援者に対し「意思決定支援ガイドライン」※17の周知が必要です。

【今後の取組】

継続して取り組みます。

※17 意思決定支援ガイドライン：認知機能の低下などにより意思決定能力が不十分な人などを支援する際のガイドライン。「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」等が公表されている。

○体制整備

【第8次計画取組内容】

成年後見制度利用促進法第14条に基づき、本町でも成年後見制度利用促進基本計画を策定するとともに、地域連携ネットワーク体制（中核機関ならびに協議会の設置等）の構築に取り組めます。

【取組と評価】

2021(令和3)年度に成年後見制度利用促進基本計画を策定し、中核機関を設置しました。

取 組	評 価
体制整備	C

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

今後は、法律・福祉の専門職団体や関係機関の連携強化を図る場である協議会を設置する必要があります。

【今後の取組】

2025(令和7)年度から、協議会の設置に向けた準備を進めていきます。

○各相談機関との情報交換と連携体制の確立

【第8次計画取組内容】

高齢者からの多様化する相談に対し、効果的な支援が図れるよう、情報共有のあり方を模索し、各相談機関がそれぞれの強みを生かしつつ、連携して相談対応が図れる体制を構築します。

【取組と評価】

権利擁護に関する相談に対し、効果的な支援が図れるよう、人権・行政無料法律相談や消費者生活相談などを適宜案内していますが、相互に連携する体制はできていません。

取 組	評 価
各相談機関との情報交換と連携体制の確立	C

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

高齢者のみ世帯の増加に伴い、高齢者を狙った犯罪(特殊詐欺)や消費者被害の拡大が懸念されていることから、被害を広げないための体制づくりが求められます。

【今後の取組】

権利擁護に関連する各種相談機関と効果的に相互連携が図れるよう「権利擁護ネットワーク連絡会(仮称)」の設置を検討します。

②高齢者虐待への対応

○虐待予防の推進

【第8次計画取組内容】

虐待の予防について、パンフレットの配布や研修会を開催し、普及啓発に取り組みます。また、高齢者本人や身近にいる人々が相談しやすいように相談窓口を周知し、介護支援専門員との連携により虐待を未然に防ぐよう、ケアマネジメント支援に取り組みます。

【取組と評価】

パンフレット配布による普及啓発のほか、ケアマネジメント支援による虐待予防に取り組みましたが、研修会は開催できていません。

取 組	評 価
虐待予防の推進	C

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【関連する事業等の実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者虐待相談件数 (施設従事者による虐待相談件数を除く)	5件	5件	4件	6件	8件

【現状と課題】

不適切介護や虐待の予防について、ケアマネジメントの重要性の周知が不足しています。

【今後の取組】

虐待予防研修会を開催し、不適切介護や虐待の予防啓発に取り組みます。

○治療や支援を必要とする家族への支援

【第8次計画取組内容】
高齢者虐待の定義に当てはまらない、家庭内での暴力などの案件については、庁内各課との情報共有を図るとともに、保健所・福祉事務所・病院等関係機関や警察等との重層的な連携体制構築に努めます。

【取組と評価】
事案の内容に応じて関係機関（保健所、警察、医療機関、障害者相談支援事業者）と連携して支援しています。

取 組	評 価
治療や支援を必要とする家族への支援	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】
加害背景にあるアルコール問題や生活困窮など生活課題の解決に向け、支援機関を案内していますが、加害者本人が支援を希望せず、支援困難になる場合があります。

【今後の取組】
継続して取り組みます。

○要介護施設従事者等による高齢者虐待対応の強化

【第8次計画取組内容】
虐待対応事務手順書等の整備を図り、要介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するための取組を強化するとともに、介護施設から相談しやすい体制づくりに努めていきます。

【取組と評価】
施設や利用者家族からの相談に適宜対応していますが、虐待対応事務手順書等の整備には取り組めていません。

取 組	評 価
要介護施設従事者等による高齢者虐待対応の強化	C

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【関連する事業等の実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設従事者による虐待相談件数	0件	2件	0件	0件	1件

【現状と課題】

施設従事者による虐待への対応は、施設運営指導や事故予防指導など専門的な知識を必要としますが、発生件数が少なく、職員の対応技術や知識の蓄積が不十分です。

【今後の取組】

施設従事者による虐待対応事務手順書の整備に取り組み、必要に応じ施設の指定権者である県や介護保険広域連合との連携を図ります。また、職員の対応力の維持向上を図るため、町障がい者虐待防止センターとの連携を図ります。

(5)安全・安心の確保

①防災・防火への取組

○情報伝達手段の整備

【第8次計画取組内容】

災害時の情報伝達として、防災行政無線や防災ラジオなど従来実施してきた手段と併せて、様々な情報伝達手段の検討・活用に取り組んでいきます。

また、高齢者については、広報ちゃたんが情報提供ツールとして有効であるため今後も活用しつつ、自治会に加入していない等、情報が届きにくい高齢者等へも情報が伝達できるよう、さらに様々な広報媒体の活用を検討していきます。

【取組と評価】

災害時の情報伝達として、防災行政無線やエリアメール、テレビデータ放送等の多様な媒体を活用しています。

また、広報ちゃたんや町公式ホームページ、町公式 LINE 等を活用して情報提供を行いました。

取 組	評 価
情報伝達手段の整備	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

情報伝達手段の使い分けと工夫が必要です。また、コミュニティFMが2024(令和6)年3月末をもって閉局したことにより、今後の代替案の検討が必要です。

【今後の取組】

Web 版防災マップや防災アプリ等の新たなツールを活用しての情報発信について、調査・研究を行い、併せて高齢者のデジタルデバйд対策に取り組めます。

○避難行動要支援者情報の活用促進

【第8次計画取組内容】

避難行動要支援者情報については、必要時に支援が必要な対象者がいち早く抽出できるよう、名簿情報の整備を推進します。

【取組と評価】

2023(令和5)年3月に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例を制定し、自治会及び社会福祉協議会等へ名簿を提供しました。

取 組	評 価
避難行動要支援者情報の活用促進	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

現在、要支援者の情報は表計算ソフトで管理しており、入力や確認の手間が煩雑なため、業務負担が大きいことが課題となっています。

【今後の取組】

システムを導入して事務の効率化を図るとともに、関係機関や専門職と連携して個別避難計画の策定に取り組めます。

○防災・防火対策の推進

【第8次計画取組内容】

津波及び土砂災害の警戒地域などに立地する民間介護施設では、今後、避難経路マップの作成等、高齢者への対応・地域との協力体制の構築を進める必要があるため、その作成や体制構築について支援していきます。

また、住宅用火災警報器の設置について、普及・啓発を推進し、防火上配慮を要する高齢者への効果的な防火指導を行っていきます。

高齢者が地域で安心して生活を継続していくため、日ごろから災害時に備えるよう自助意識の醸成を図っていくとともに、庁内各課においても北谷町防災情報システム等を活用し、把握している防災関連情報の共有を図っていきます。

【取組と評価】

津波及び土砂災害警戒地域に立地する民間介護施設等における避難経路マップ等の作成状況は確認できていません。

町民及び関係機関に防災マップを配布し、自助意識の醸成を図っていますが、防火対策について、コロナ禍以前まで行われていた消防署と民生委員・児童委員らによる訪問での防火指導等、防火上配慮を要する高齢者への防火指導は再開、実施ができていません。

取 組	評 価
防災・防火対策の推進	C

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

防火上配慮を要する高齢者への対応ができていないこと、および介護施設等における災害発生時の対応について把握できていないことが課題となっています。

【今後の取組】

防火上配慮を要する高齢者の家庭に対して、消防や社会福祉協議会、民生委員・児童委員などと連携し防火指導や生活環境の改善の支援に取り組みます。

介護施設の指定権者である県や介護保険広域連合と連携し、介護施設等における避難経路マップ等の作成状況の確認や、未作成の施設に対してはその作成や体制構築の支援を行います。

②交通安全対策

○交通安全対策の充実

【第8次計画取組内容】

高齢化が進む中、高齢者が自ら交通安全への意識をしっかりと持ち、行動できるよう周知を図っていきます。

また、朝の交通安全街頭活動を高齢者の生きがいづくりの一環として、ひいては同活動を通じて高齢者同士の交通安全意識の醸成が図られるよう、支援していきます。

【取組と評価】

朝の交通安全街頭指導や交通安全運動（年に4回）を実施しています。

取 組	評 価
交通安全対策の充実	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

高齢者が交通安全指導に携わることにより、自身の生きがいづくりと交通安全意識の醸成につながっています。

【今後の取組】

継続して取り組みます。

○高齢者の運転についての相談体制の充実

【第8次計画取組内容】

心身機能及び認知機能の低下により運転技能が低下した高齢者が、自ら運転免許証の自主返納を検討できるよう、今後も運転免許証自主返納制度について、沖縄県警察と連携して周知していきます。

また、高齢者やその家族が運転に対して不安を感じた時に相談しやすいよう、＃8080(シャープはればれ)等相談先の提供や、相談体制の整備を図ります。

【取組と評価】

沖縄県警察と協力し、自動車運転免許証の自主返納に関する情報を町公式ホームページに掲載しています。

取 組	評 価
高齢者の運転についての相談体制の充実	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

高齢者本人又は家族に対して、自動車運転免許証の自主返納についての周知は行っていますが、本人が拒否し、返納に至らない高齢者が多いことが課題となっています。

【今後の取組】

継続して取り組みます。

○移動手段の確保

【第8次計画取組内容】

運転免許証の自主返納に備え、高齢期を迎える前から公共交通機関の利用に慣れ親しめるよう、公共交通機関の利用促進について普及啓発を図ります。

また、C-BUSにおいては、地域及び高齢者のニーズに沿った運営の改善が急務なため、デマンド型交通等さまざまな手段を検討していきます。

【取組と評価】

コミュニティバス(C-BUS)の運行に関して、2021(令和3)年7月より予約制のデマンド型運行を導入しています。高齢者に向けての C-BUS の利用案内は福祉課の窓口や介護予防事業の中などでも行っています。

取 組	評 価
移動手段の確保	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

C-BUS のデマンド型運行については、利用している一部の高齢者から予約が取りづらい、予約の取り方が分からない等の意見もあります。また、タクシー事業者の減少等により、高齢者がタクシーの予約を取りづらいとの声も聞かれます。

【今後の取組】

高齢者が自ら C-BUS の予約を取るには、デジタルデバイドの問題もあることから、これまでの取組を引き続き継続して実施しつつ、高齢者の社会参加を支える移動支援について、多角的な支援方法を多様な主体と協議します。

③感染症対策

○自助・互助意識の醸成

【第8次計画取組内容】

地域住民が自らの健康の維持・管理が行えるよう、かかりつけ医をもつことの重要性の啓発、フレイル予防のための運動など健康行動を自らとれる環境の整備、普段から住民同士がつながりを持つことの大切さについての啓発、などを通じて自助・互助意識の醸成を図ります。

【取組と評価】

基本的な感染予防対策や予防接種等に関する広報や地域住民への健康教育を行うことで高齢者が感染症対策など自らの健康行動がとれるよう自助・互助意識の醸成を図りました。

取 組	評 価
自助・互助意識の醸成	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

新型コロナウイルス感染症の拡大と長期化にともない、フレイル状態または要介護状態に進行した高齢者が増加したと考えられることから、フレイル予防と感染症拡大予防のバランスを考えた対策を検討する必要があります。(関連する内容：p.10)

【今後の取組】

高齢者自身や家族、地域住民が自らフレイル予防も意識した感染対策行動をとれるよう、継続して啓発に取り組めます。

○関係機関との連携促進

【第8次計画取組内容】

感染症の発生時において、行政、医療機関、介護事業者、そして、地域住民が、それぞれの立場から感染症の予防及び拡大の防止に向け行動できるよう、関係機関と連携し、必要な対策を講じていきます。

高齢者施設等においては、通常の衛生管理に加え、感染症等に係る計画の策定や発生を想定した訓練等の実施、必要な物資の備蓄・調達状況、他の施設等との連携、介護人材の確保等、定期的に点検を行い、感染症対策の維持強化を図ることができるよう支援します。

【取組と評価】

高齢者施設等においては中部地区医師会・医師・県等と協力し、感染対策や事業の維持について相談・助言等の対応に取り組みました。

取 組	評 価
関係機関との連携促進	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

町内に介護事業所が少ないため、新たな感染症拡大時等の応援体制の構築に課題があります。

介護事業所における、感染症拡大時の準備態勢(BCP(業務継続計画)の策定状況、衛生資材の備蓄等の状況)の確認ができていません。

【今後の取組】

町内介護事業所との情報交換を行い、継続して取り組みます。

(6)「備え」の促進

①「備え」の促進

○備える意識の醸成

【第8次計画取組内容】

地域のなかで安心して生活を継続するためには、高齢者自身やその家族が、日頃から高齢期に向けて備える、自助意識の醸成が重要です。体調の急変時などに離れた親族へ連絡するための「備えカード」を、民生委員・児童委員が直接訪問し記入しながら普及啓発していくことで、地域に密着した自助の促進を図ります。

また、「備え」に関する意識啓発の一貫として、終活に関する講演会の開催や、終活ノートの配布と活用等の取組を推進します。

【取組と評価】

自助意識の醸成を図るため、民生委員・児童委員による「備えカード」の配布に取り組みました。

地域包括支援センターや地区公民館、生涯学習プラザ、町立図書館など様々な主体が終活講演会を開催しました。併せて「終活ノート」を配布し、活用促進を図りました。

取 組	評 価
備える意識の醸成	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

個人情報への記入に抵抗がある、頼れる親族がいないなどの理由から、「備えカード」の活用に消極的な高齢者もいます。

社会生活アンケートの結果(問7:資料編 p.88)によると、「自分(家族)に介護が必要になったらなど、『もしもの話』を家族や親しい人と話し合ったことがありますか」という問いに対し、「考えたことはあるが話し合ったことはない」「考えたことがない」と回答した人の割合は62%を占めました。

【今後の取組】

高齢者が身近な場で知識や情報を得られるよう、引き続き終活講座を開催します。また、高齢者が安心して「備え」に取り組めるよう、現行の「備えカード」の見直しを検討します。

○高齢期を迎える前から「備え」ができる仕組みづくり

【第8次計画取組内容】
幅広い世代が同時に関われる地域における行事・団体活動への参加の重要性を啓発するとともに、仲間づくりや連帯感を形成することで、気に「かけあい」「たすけあい」ができる土壌を醸成していきます。

【取組と評価】
地域プランや公民館活性化事業の取組を通して、各自治会による多世代交流を推進しています。

取 組	評 価
高齢期を迎える前から「備え」ができる仕組みづくり	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】
自治会など地域の既存組織に属さない住民への啓発に課題があります。

【今後の取組】
ICT を活用した新たな支え合いの仕組みづくりについて調査研究します。

○支援体制の整備

【第8次計画取組内容】

高齢者が安心して暮らし続けられるようにするため、行政手続きが困難になった際にも高齢者本人やその家族が戸惑わないよう、庁内各部署における支援方法について検討します。また、高齢者の生活支援を行える民間事業者の参画を促すための取組を推進します。

【取組と評価】

配慮を必要とする高齢者が、スムーズに行政手続きができるよう庁内各部署と相互に連携しています。

高齢者の生活支援を担う民間事業所について、高齢者や家族、介護支援専門員等へ周知しています。

取 組	評 価
支援体制の整備	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

親族によるサポートが得られずに、行政手続きだけでなく様々な手続きが滞ることにより日常生活に影響が出たり、体調不良や緊急時の対応に困る高齢者が増えています。やむを得ず、担当の介護支援専門員が職務を超えてサポートすることや、地域包括支援センターによる緊急対応事案も増加しています。

【今後の取組】

手続きが困難な高齢者への対応について、他市町村の取組を研究します。